

## 乳幼児相談・乳幼児健診

乳幼児に対する相談(0歳～就学前)、および健診を実施しております。また、健康増進課では、必要に応じ保健師による家庭訪問など随時、育児に関する相談に対応しておりますので、お気軽にご相談ください。

### ◆ 乳幼児相談

事業名	事業内容	対象者
発育栄養相談 (予約制)	乳幼児の身体測定、発育チェック、離乳食等についての相談	就学前までのお子さんと保護者
離乳食教室 (予約制)	離乳食初期の内容を中心に、進め方、作り方、与え方等について、調理の実演を交えてお話しします。	5・6か月児の保護者
発達相談 (予約制)	公認心理師による子どもの発達・関わり方についての相談	1才7か月児から就学前の幼児と保護者

### ◆ 乳幼児健診

事業名	事業内容	対象者
4か月児健診	問診、身体測定、内科診察、離乳食・育児相談等を行います。乳児一般健康診査受診票を交付します。	4か月児 (個人通知あり)
1歳6か月児健診	問診、身体測定、歯科・内科診察、育児相談、栄養相談(栄養士)、歯科相談(歯科衛生士)等を行います。	1歳7か月児 (個人通知あり)
3歳児健診	問診、身体測定、歯科・内科診察、尿・視力・聴力検査、育児相談、栄養相談(栄養士)、歯科相談(歯科衛生士)等を行います。	3歳4か月児 (個人通知あり)
家庭訪問	妊産婦および乳幼児について保健師が訪問します。	申出者および健康診査の結果、必要と認められた乳幼児

※日程・対象等の詳細については、健康カレンダーをご覧ください。

※予約制の事業については、申込み期限にかかわらず、定員になり次第受付終了となります。

お早めにお申込みください。

**問合せ先** 健康増進課 TEL 0299-90-1331

## 乳児一般健康診査費用助成

4か月児健診時に、4～7か月児健診および9～11か月児健診の助成券を「乳児一般健康診査受診票」としてお渡ししています。健診費用は無料または一部自己負担です。この受診票の使用は委託医療機関に限ります。受診時に委託医療機関の窓口へ提出してください。委託医療機関については、健康増進課までお問合せください。

※4～7か月児健診の助成券については、災害等で集団健診が実施できない場合に医療機関で受診できるように生後4か月から助成券は使用できますが、通常は生後6～7か月を目安に使用するように案内しております。

(注)年齢の計算は、法律で誕生日の前日に満1歳と数えることとなります。そのため、誕生日前日から、9～11か月児健診の助成券である「乳児一般健康診査受診票(第2回)」は使用できなくなります。受診日にはご注意ください。

**問合せ先** 健康増進課 TEL 0299-90-1331